

平成 14 年度 厚生労働省 税制改正 (評価書)

制度名	医療法人に係る事業税（社会保険診療報酬以外分）の軽減措置の存続			
改正の内容	<p>医療法人は、医療サービスを提供するために医療法上規定された公共性の高い法人であり、その公共性を維持するため、剰余金の配当が禁止され営利を目的とすることはできない等の制約等を受けていることに鑑み、事業税を所得が400万円以下の場合は5.0%、400万円超の場合は6.6%に軽減する当該措置を存続する。</p>			
新設・拡充又は延長の理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>医療法人の経営安定化を図り、国民に対して良質な医療を提供すること及び医療法人化を推進し、医療の公益性・継続性を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>社会保険が適用されていない医療の中にも、労災、自賠責、公害等、国民の医療保障及び健康維持の観点から不可欠なものが含まれており、これは社会保険診療報酬の下行われる医療に準じる公共性を有しているため。</p> <p>(3) 施策の適正性（公平性・優先性等）</p> <p>医療は、民法34条法人の行う事業ほどではないが一定の公益性を有しているものであり、営利法人に比較して低い税率を採用することは適正である。</p> <p>(4) 施策の効率性</p> <p>医療法人に係る事業税（社会保険診療報酬以外分）の軽減措置の存続させることは、医療法人化の推進による医療の公益性・継続性の確保及び医療法人の経営の安定化に資することから、効率的な医療提供体制の構築につながる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 701 1294 1693">減税見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1294 701 1482 1693">1,353 百万円</td> </tr> </table>	減税見込額 (平年度)	1,353 百万円
減税見込額 (平年度)	1,353 百万円			
政策の達成目標	医療法人の経営安定化を図り、国民に対して良質な医療を提供すること及び医療法人化を推進し、医療の公益性・継続性を確保する。			
当該項目以外の支援措置	特定医療法人に係る法人税率の軽減 社会保険診療報酬に係る概算経費率制度			
担当課名	医政局総務課			